

防整施第4676号
29.3.30
改正 防整施第10053号
29.6.28

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設工事に係る技術業務の契約等における総合評価落札方式に係る標準
評価基準の緩和の試行について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成29年4月1日以降に入札公告を行う技術
業務から、当面の間、試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたく通知す
る。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

競争参加向上型総合評価落札方式に関する実施要領

1 目的

総合評価落札方式で発注する建設工事に係る技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31。以下「事務処理要領」という。）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。以下「技術業務」という。）のうち、建設工事に係る技術業務の契約等における総合評価落札方式の実施細則について（防整施第6924号。28.3.31。以下「実施細則」という。）を適用する技術業務については、実施細則の第6項競争参加資格及び総合評価落札方式の評価項目等の決定において、総合評価落札方式に係る標準評価基準を定めているところであるが、宿舎、隊舎の建設工事に係る技術業務に当たっては、多様性のある共同住宅や寄宿舍などの業務実績を有する企業は、防衛省の同種業務の成績を有する企業と同等に業務の品質を確保することができると考えられ、技術評価において業務成績の評価を行わないよう緩和し、国の受注実績の少ない企業においても入札参加の機会拡大を図ることで競争性を更に高めることを目的とした「競争参加向上型」を適用する。

2 本方式の実施

本方式の実施に当たっては、本要領に定めるもののほか、建設工事に係る技術業務の契約等における一般競争入札の実施細則について（防整施第6923号。28.3.31）及び実施細則により実施するものとする。

3 対象施設

- (1) 宿舎
- (2) 隊舎

4 適用条件

- (1) 事務処理要領の第2項第2号に規定するキ又はクのうち工事監理業務とする。
- (2) 実施細則の第3項第2号の簡易型を適用する業務を対象とする。
- (3) 競争参加資格として、過去10年間に対象業務と同一業種の国、地方公共団体、地方公社又は特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する特殊法人等をいう。）の業務実績を有することを加えることとする。

5 評価基準

付紙による。

6 入札公告及び入札説明書

入札公告及び入札説明書に次の事項を明記すること。

本業務は、総合評価落札方式により業務成績の評価を行わない競争参加向上型の試行業務である。

7 その他

本要領の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局施設計画課長と協議するものとする。

競争参加向上型総合評価落札方式評価基準

【 】は注意点を示しているのので、入札公告時における評価基準には記載しない。

(企業評価)

評価項目	評価の着目点		評価の配点 (点)
	判断基準		
企業の実績及び能力	業務実績	<p>元請けとして平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡し完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績</p>	<p>① 15 ② 8</p>
	地域業務実績	<p>元請けとして平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡し完了した〇〇県内の同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>① 〇〇県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務実績 ② 〇〇県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務実績 ③ 実績なし</p> <p>【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】</p>	<p>① 5 ② 3 ③ 0</p>
	優秀業務顕彰等	<p>本業務における一般競争(指名競争)参加資格の業種区分において、平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去2年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>① 大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰の実績 ② 当該地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与の実績 ③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ④ 他地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与の実績 ⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑥ 実績なし</p> <p>(複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大5点までとする。)</p>	<p>① 5 ② 4 ③ 3 ④ 2 ⑤ 1 ⑥ 0 (最大5)</p>
	その他	<p>事故及び不誠実な行為</p> <p>過去6月間に当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を受けている場合は、評価を減ずる(過去6月とは申請書の提出期限の日の前日からさかのぼること6月以内に指名停止期間がある場合をいう。)</p> <p>① 指名停止期間(累積): 6月以上 ② 指名停止期間(累積): 3月以上6月未満 ③ 指名停止期間(累積): 3月未満 ④ 文書注意 ⑤ 口頭注意</p>	<p>① -5 ② -4 ③ -3 ④ -2 ⑤ -1</p>
		<p>損国なとう信行頼為関係を</p> <p>国との信頼関係を損なう行為が認められる場合は、評価を減ずる。</p>	<p>-1</p>
	小 計		

(予定管理技術者評価)

評価項目	評価の着目点		評価の配点 (点)	
		判断基準		
業務経験	業務経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験	① 10 ② 5	
	地域業務経験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① ○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】	① 5 ② 3 ③ 0	
配置予定管理技術者の経験及び能力	優秀業務技術者顕彰等	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去2年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する（優秀業務技術者表彰等及び管理技術者として従事した業務表彰等を対象とする。）。 ① 大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰、当該地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ② 他地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ③ 管理技術者として従事した、大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰、当該地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ④ 管理技術者として従事した、他地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑤ 実績なし (複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大5点までとする。)	① 5 ② 3 ③ 3 ④ 1 ⑤ 0 (最大5)	
資格要件	技術者資格	建築	・1級建築士 ・その他	5 0
		土木設計	・技術士 ・博士	5
			・RCCM ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）	3
			・その他	0
		土木監理	・技術士 ・1級土木施工管理技士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・公共工物品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	5
			・RCCM	3
			・その他	0
		電気設備	・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士	5
			・RCCM	3
			・1級電気工事施工管理技士	1
			・その他	0
		機械設備	・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士	5
・RCCM	3			
・1級管工事施工管理技士	1			

		・その他	0
	通信設備	・建築設備士 ・1級建築士 ・技術士 ・RCCM	5
		・その他	3
		・その他	0
	その他	・技術士 ・1級建築士 ・1級〇〇施工管理技士 ・建築設備士 ・電気主任技術者 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・RCCM ・〇〇を実施した経験を有する者 ・〇〇の実務経験を〇〇年以上有する者	5
		・その他	0
		【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複しての評価は行なわない。】	
小 計			最大 25

(予定担当技術者評価)

評価項目	評価の着目点		評価の配点 (点)
		判断基準	
配置予定担当技術者の経験	業務経験	平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。） ① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験 ③ 経験なし	① 5 ② 3 ③ 0 【各職種最大5】
	地域業務経験	平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した〇〇県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。） ① 〇〇県内の防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）の同種又は類似業務経験 ② 〇〇県内の防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）以外の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】	① 5 ② 3 ③ 0 【各職種最大5】
		【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】	
小 計			

必要に応じて選択する。

(業務実施体制)

評価項目	評価の着目点		評価の配点(点)
		判断基準	
業務実施体制	の業務担当実性施体制	業務の分担について記載する。 なお、以下のいずれかの項目に該当する場合には欠格とする。 ① 再委託の内容が、主たる部分の場合 ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合 ③ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合	数値化しない。

(業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他)

ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容を含めて評価する。

評価項目	評価の着目点		評価の配点(点)
		判断基準	
計実業 画施務 ・フの そロ実 の「施 他・方 工針 程・ そ の 他	理業 解務 度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	20
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	20
	手実 順施	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	20
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	20
	そ の 他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	20
「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」については、「20点、15点、10点、5点、0点」の5段階で評価を行う。			
小 計			